

1 早期発見のための取組・体制の充実	全体の課題等	メモ
	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害を早期に発見し、発達支援へ円滑に移行するために、引き続き発達障害に関する保護者の気づきを促進するための取組が必要である。 ・1歳6か月児健診後に発達について経過観察となる子どもは受診者全体の1割程度いるため、こういった親子への支援の場が必要である。 ・子どもの成長や発達に不安を抱える保護者が相談できる窓口の周知が必要である。 ・乳幼児健診は発達障害児早期発見の最初の機会となることから、医師、保健師、心理療法士及び保育士等の乳幼児健診従事者が早期発見等に必要な知識や技術を習得することができる研修が必要である。 ・集団生活の中で、就学前の4・5歳児の時期に子どもの発達に不安を抱える保護者が相談できる場が必要である。 	
事業・取組及び概要	事業・取組における課題等	メモ
<p>① 保護者への普及啓発</p>		
<p>乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。</p>	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <p>発達障害を早期に発見し、発達支援へ円滑に移行するために、引き続き発達障害に関する保護者の気づきを促進するための取組が必要である。</p>	
<p>② 要観察児及び保護者への支援</p>		
<p>●1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われ支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <p>1歳6か月児健診後に発達について経過観察となる子どもは受診者全体の1割程度いるため、こういった親子への支援の場が必要である。</p>	
<p>●乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <p>子どもの成長や発達に不安を抱える保護者が相談できる窓口の周知が必要である。</p>	
<p>③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施</p>		
<p>乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <p>乳幼児健診は発達障害児早期発見の最初の機会となることから、医師、保健師、心理療法士及び保育士等の乳幼児健診従事者が早期発見等に必要な知識や技術を習得することができる研修が必要である。</p>	
<p>④ 5歳児を対象とした支援</p>		
<p>就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（母子保健係）】</p> <p>集団生活の中で、就学前の4・5歳児の時期に子どもの発達に不安を抱える保護者が相談できる場が必要である。</p>	
<p>⑤ 発達障害診療医療機関の周知</p>		
<p>●早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>市ホームページから県の「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」（定期的な更新有）につながるようしており、今後も早期発見、早期療育につなげるため、引き続き掲載し、周知を行う必要がある。</p>	
<p>●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>引き続き、各区相談窓口等（地域支えあい課、保育園）に、発達障害の診療を行っている医療機関に関するチラシを配付するほか、5歳児発達相談に関する保護者全員への個別通知にチラシを同封するなど、周知が行き届くようにする必要がある。</p>	

2 療育・訓練体制の充実	全体の課題等	メモ
	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中核施設としてこども療育センターの役割は重要であるが、増え続ける発達障害の疑いのある子どもの診断や診断後フォロー、療育等を一手に担うのは限度がある。このため、こども療育センターにおける療育等の充実とともに、引き続き今後、より身近な地域の関係施設・事業所等における療育等の充実を図る必要がある。 ・診断後の保護者、兄弟姉妹等の家族に対する支援や家庭生活の場面における支援の方法に関する取組の充実が求められている。 ・発達障害の専門医が不足している背景などから、診断までの待機期間の早期の解消は難しく、診断までの期間における支援についても引き続き検討する必要がある。 	
事業・取組及び概要	事業・取組における課題等	メモ
<p>① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施</p>		
<p>●こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>医師や心理療法士等の専門スタッフの充実に努めており、今後も引き続き取り組んでいく必要がある。</p>	
<p>●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>発達障害の評価から支援までの研修を実施することにより、発達障害児支援の中核となる職員の育成を図っており、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	
<p>② こども療育センターの外来療育教室の充実</p>		
<p>こども療育センターの外来療育教室等において、教室における支援内容の改善や、言語聴覚士、作業療法士等がタブレット型コンピュータを活用する等により発達障害児療育を充実させる。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>こども療育センターの職員を対象とするタブレット型コンピュータを活用した療育等に関する研修について、令和4年度から研修対象を障害福祉サービス事業所へ拡大した。地域におけるタブレット型コンピュータを活用した療育の充実に向け、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	
<p>③ こども療育センターの発達障害児受入体制の整備</p>		
<p>発達障害児に対して障害特性に応じた専門性を持った療育を実施するため、こども療育センター内の児童発達支援センターにおける発達障害児の受入体制を整備する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>北部こども療育センター及び西部こども療育センターでは「発達障害児対応クラス」を設け、受入れを行っており、改築工事の完成後令和6年度からはこども療育センターでも受入れを行う予定であり、令和5年度はその準備を進める。</p>	
<p>④ 地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施</p>		
<p>●児童発達支援（未就学児）及び放課後等デイサービス（就学児）を実施する事業所の専門スタッフを対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修に加え、発達障害の評価から支援までの専門的な研修を実施する。【拡充】</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害児・者の支援を行っている広島市内の事業所職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニングに必要な知識や技法を身に付けることを目的とした研修や、療育、支援の質を高めることを目的とした専門研修を実施している。 ・発達障害児・者とその家族にとって身近な地域において、個々の発達障害の特性に配慮した切れ目のない支援体制が整備されるよう、今後も継続して取り組む必要がある。 	
<p>●保育園等において発達障害児支援の中核となる保育士等を育成するため、発達障害の評価から支援までの、より専門的・実践的な研修を実施する。</p>	<p>【保育指導課／こども療育センター】</p> <p>こども療育センター職員が講師となって発達障害の評価から支援までの研修を実施することにより、発達障害児支援の中核となる保育士等の育成を図っており、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	

<p>●こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。【新規】</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）／こども療育センター】 障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援事業の運営においては、専門スタッフの充実に努めており、今後も引き続き同事業の業務実態等を見ながら、専門スタッフの充実等の検討を進めていく必要がある。</p>	
<p>⑤ 発達障害診断後の家族への研修の実施 ●障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。</p>	<p>【発達障害者支援センター】 ・障害のある子の保護者及び支援者を対象に、「保護者等支援者研修」をこども療育センター地域支援室と発達障害者支援センターが共催実施している。 ・保護者や支援者を対象に研修を実施する必要性はあるものの、「家族支援（家族等を対象とした研修等）」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。</p>	
<p>●発達障害児の行動の特性を理解し、具体的で効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】 ・ペアレントトレーニングの導入部分に関する研修を行い、子どもの行動の特性理解や適切な対応方法について、専門家による指導を実施している。 ・当初は関係事業所職員を対象とし同研修を行っていたが（平成27年度、平成28年度）、平成29年度に、試行的に発達障害のある子どもの保護者に対して研修を行ったところ、保護者向け研修のニーズが高まっていることが分かった。平成30年度から広島県が事業者向け研修を実施していることも踏まえ、同年度から対象を保護者とし、引き続き実施している。 ・支援が一層充実するよう、研修内容等を検討するとともに、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	
<p>●家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法などを家族が学ぶ講座を実施する。【新規】</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】 ICT機器によるコミュニケーション・学習支援ツールなどの活用は効果的であると考えており、引き続き活用方法などを家族で学ぶ機会を提供できるよう、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	
<p>3 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実</p>	<p>全体の課題等</p>	<p>メモ</p>
<p>(1) 保育園等</p>	<p>【保育指導課】 保育園等において発達障害児や気になる子の増加に伴い継続的な対応が必要なケースが増加している。引き続き発達障害への理解を深め、発達障害児、気になる子及びその保護者に対して行う個別支援や関係機関との連携による的確で専門的な支援が必要とされている。</p>	
<p>事業・取組及び概要</p>	<p>事業・取組における課題等</p>	<p>メモ</p>
<p>① 発達障害児基礎研修会等の実施 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り系統だてて学ぶ必要があるため、研修を実施する。</p>	<p>【保育指導課】 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における一人一人の特性理解や支援の方法などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶ必要があるため、引き続き研修を実施する。</p>	
<p>② 発達支援コーディネーターの養成 発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を公私立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。</p>	<p>【保育指導課】 発達障害児やその保護者、支援を有する児童への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター（保育園等における発達障害児支援のリーダー）の養成講座を公私立保育園等において、引き続き実施する。 また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報を取り入れ、絶えず専門性を学ぶ意識を持つこととする。</p>	

3 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実	全体の課題等	メモ
(2) 幼稚園・学校	<p>【特別支援教育課】 発達障害等の幼児児童生徒数は年々増加している。これらの現状に対して、各幼稚園・学校において、園・校内の支援体制の質的向上を図るため個別の指導計画等の内容の充実を図ってきている。今後も、本人・保護者との合意形成を図りながら、他課とも連携して基礎的環境整備の充実や合理的配慮の提供に努めていく必要がある。</p>	
<p style="text-align: center;">事業・取組及び概要</p>	<p style="text-align: center;">事業・取組における課題等</p>	<p style="text-align: center;">メモ</p>
<p>① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。</p>	<p>【特別支援教育課】 高等学校段階の発達障害の生徒への指導・支援に係る専門的な指導・助言が可能な専門家チーム委員の確保が困難である。</p>	
<p>② 特別支援教育に係る推進校への支援 ●小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」の指定を行う。【拡充】</p>	<p>【特別支援教育課】 更なるインクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり、通常の学級及び特別支援学級における指導の充実等に向けて、引き続き、指定校における研究を継続する必要がある。</p>	
<p>●自閉症・情緒障害特別支援学級の指導の充実を目指す「特別支援学級研究推進校」の指定を行う。</p>	<p>【特別支援教育課】 令和2年度から「インクルーシブ教育システム構築実践指定校」、令和4年度から「インクルーシブ教育システム実践研究校」の取組に含めているため、次期プログラムでは項目を統合する。</p>	
<p>③-1 校内の指導体制の充実（特別支援教育コーディネーターの養成）</p>		
<p>特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。</p>	<p>【特別支援教育課】 引き続き、特別支援教育コーディネーターの専門性（知識・実践力・指導力等）の向上に努める必要がある。</p>	
<p>③-2 校内の指導体制の充実（個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用）</p>		
<p>適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。</p>	<p>【特別支援教育課】 本人・保護者との合意形成に基づいた合理的配慮の提供に係る視点を明確にした個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成とマネジメントサイクルに基づいた活用を進めているが、個別の指導計画に比べて個別の教育支援計画の作成・活用については、一層の推進を図る必要がある。</p>	
<p>③-3 校内の指導体制の充実（特別支援教育体制充実検討会議の開催）</p>		
<p>小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導を含む高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。</p>	<p>【特別支援教育課】 小・中学校等における医療的ケア体制、通級による指導を含む高等学校段階における特別支援教育の推進、インクルーシブ教育の推進等、引き続き本市における特別支援教育の充実を図るよう支援体制の検討が必要である。</p>	

<p>④ 管理職への理解・啓発の推進</p> <p>発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。</p>	<p>【特別支援教育課】</p> <p>各校における特別支援教育の充実に向け、校長等、管理職の理解や対応に差が出ることはないよう、引き続き、管理職への理解・啓発を行う必要がある。</p>	
<p>⑤ 特別支援教育アシスタント事業の実施</p> <p>肢体不自由及び発達障害等、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍する学校に対し、特別支援教育アシスタントを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。</p>	<p>【特別支援教育課】</p> <p>令和2年度より、特別支援教育アシスタントのうち、発達障害児等を対象としていた者を新たに学習サポーターに切り替え、障害のある児童生徒等に限定せず、担任の指導のもと学校生活への不適応の対応とともに、学習支援を実施することとした。引き続き、特別支援教育アシスタント及び学習サポーターを配置し、効果的な活用による校内体制の充実を図る必要がある。</p>	
<p>3 保育園・幼稚園・学校及び地域における支援の充実</p>	<p>全体の課題等</p>	<p>メモ</p>
<p>(3) 地域</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者及びその保護者の多くは、親亡き後や親が病気で動けなくなった時などのことを不安に思っており、発達障害者が地域で自立した社会生活を送るための支援に取り組む必要がある。 ・発達障害者が円滑に社会生活を送るために、人との関わり、マナー等基本的な生活習慣が学べる場が求められている。 <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>親亡き後の生活等発達障害者が安心して地域生活を送るためには、発達障害者支援事業だけでなく、他の社会福祉施策と一緒にその方策を考えていく必要がある。</p>	
<p>事業・取組及び概要</p>	<p>事業・取組における課題等</p>	<p>メモ</p>
<p>① 発達障害者社会的スキル訓練の実施</p> <p>発達障害者を対象として、社会生活の中で人間関係や集団行動を営んでいくための技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>ソーシャルスキルトレーニングが効率的に実施されるよう、実施主体となる関係事業所の職員を対象に必要な知識や技法を身に付けることを目的とした研修を行っており、引き続き取り組んでいく必要がある。</p> <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>現在、「SST（社会的スキル訓練）」は実施していないが、「生活応援セミナー」と称し特性理解、生活上の工夫等をテーマにした学習会を実施している。</p>	
<p>② 発達障害者生活訓練の実施</p> <p>●発達障害者が円滑に社会生活を送ることができるようにするため、買い物、調理実習、公共交通機関の利用の仕方、マナー等の生活訓練プログラムを実施する。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <p>現在、発達障害者支援センターにおいて「生活訓練」は実施していない。現在、「生活応援セミナー」と称し特性理解、生活上の工夫等をテーマにした学習会を実施している。</p>	
<p>●発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、片付けセミナー等を実施する。【新規】</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、引き続き整理収納講座を実施する必要がある。</p>	

<p>③ コミュニケーション支援の充実</p> <p>●市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>市ホームページを通じてコミュニケーション支援ボードの活用方法等を周知し、また、新任特別支援コーディネーター研修においても活用方法等の研修を行っている。内容等の見直しを行いながら引き続き情報を発信していく必要がある。</p>	
<p>●発達障害者が自ら使用することができる携帯用コミュニケーションカードや携帯電話用アプリケーション等の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）等で発達障害者やその家族、支援者等に情報提供する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>オリジナルの携帯用コミュニケーションカード等を作成できるインターネットサイトについて市ホームページで情報提供している。今後も引き続き有益な情報の提供に努める必要がある。</p>	
<p>④ 余暇活動等を支援するボランティアの育成</p> <p>大学、社会福祉協議会、NPO法人等と連携し、スポーツなどの余暇活動等の支援や講演会参加時の託児などを行うボランティアを育成する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）／発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社会福祉協議会のボランティア情報センターに登録されている「発達障害支援ボランティア」に、発達障害者家族の集いにおいて、託児ボランティアをしていただくことで、その育成を図っているが、人材が少ないと社会福祉協議会から聞いている。 ・今後は、発達障害者が単独で余暇活動等に参加できるよう、活動の場に対して発達障害への理解・啓発を進めていくことも重要だと考える。 	
<p>⑤ 交流の促進【新規】</p> <p>発達障害者が交流できる機会を提供するなど、交流の促進を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ボランティア活動」を通じて地域と交流できる機会を提供できないかと考え、令和4年度、ボランティア活動・社会貢献活動をしている方などを対象に、発達障害に関する理解の促進を図るための専門家による講演会を企画したが、受講希望者が少なかつたため中止した経緯があり、今年度改めて実施に向けて検討する。 ・今後は、交流の促進につながるより良い取組方法について検討していく必要があると考えている。 	
<p>⑥ 災害時における発達障害者への支援の周知</p> <p>●コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>2-3に記載したコミュニケーション支援ボードの1つであるコミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ又は講演会等で情報提供を行っており、引き続き効率的な周知方法等について検討する。</p>	
<p>●地域の身近な支援者である民生委員等に対して、災害時の支援について周知を図る。【拡充】</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>災害が発生した場合の発達障害児・者への支援について周知を図る必要があることから、民生委員児童委員協議会理事会において例年6月に、支援時の留意点等を記載したチラシについて説明を行ったうえで、民生委員等に活用いただけるよう後日配付している。また、防災士養成講座において、災害時の発達障害児・者に対する支援のチラシを配布し、周知している。今後も引き続き定期的な周知を図る必要がある。</p>	

4 就労支援の充実	全体の課題等	メモ
	<p>【発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の就労支援については、ハローワーク等の相談機関や障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所、ジョブライフサポーター等就労に特化した機関による支援が広がっている現状である。 ・発達障害者支援センターは、相談者に対しては各機関の利用に関する情報提供、各機関とは引き続き事業協力や個別支援の中で連携を行う必要がある。 <p>【障害自立支援課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者について、就労前に、就労に必要なマナーの習得や自分の適性、就労のイメージなどの理解を促進する取組を行う必要がある。 ・また、発達障害者を雇用する企業について、発達障害の特性の理解や、職務や環境面での調整等の必要性への理解を促進する取組が必要である。 ・発達障害者が仕事を続けていくために必要な支援として、ジョブコーチによる支援、相談支援等が求められている。 ・就労支援に関わる機関が多いことから、利用者が適切な機関を選択しやすくするため、それぞれの機関の支援対象者や提供している支援の内容を分かりやすく整理して情報提供する取組を継続する必要がある。 	
事業・取組及び概要	事業・取組における課題等	メモ
<p>① 就労に向けた生活訓練の充実</p> <p>就労移行支援事業所等を利用している発達障害者に対する支援の充実を図るため、発達障害者支援センターが実施している生活訓練プログラム等を活用して、当該事業所等に対し、助言や協力を行う。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生活訓練プログラム」は現在実施していない。「生活応援セミナー」と称し当事者学習会を実施。令和元年度まで、就労移行支援事業所等の職員が同セミナーに参加し、事業所における支援の充実に繋げる取組を実施したが、令和2年度以降新型コロナウイルスの影響により中止している。 ・今後の支援については、当該事業所等を含めた障害福祉サービス事業所等のニーズに応じて個別に対応（機関コンサルテーション）する。 	
<p>② 発達障害者就労準備支援の実施</p> <p>就労に必要な社会性や対人関係能力、体力、持久力、作業能力などの基礎づくりを図るとともに、協力事業所に対して発達障害の理解の向上を図るため、発達障害者を対象に、協力事業所での実習を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】 / 【発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者の就労相談窓口や障害福祉サービスの利用も定着してきており、また、障害者就労支援事業所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所において、就業体験実習の機会が提供されている。 ・本事業の利用者数は年間1、2件であり、必要性が薄れてきていると考える。 	
<p>③ 関係機関の連携による就労支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。 ●障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害」、「社会資源」、「生活支援」に関する講習会、学習会を実施する。 ●労働局・ハローワークが実施する企業に雇用されている方を対象とした発達障害の理解と対応に関する養成講座において、発達障害者支援センターの職員が講師として講座を実施する。【新規】 	<p>【発達障害者支援センター】</p> <p>各種関係機関とは会議又は日常の個別支援の中で連携をしている。「関係機関の連携」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理する必要があるのか検討が必要。</p> <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>障害者職業センターとの連携は重要であることから、今後も連携して実施する必要がある。</p> <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>令和元年度まで広島労働局の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」において、発達障害者の雇用事例に関する講義を担当していた。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度から令和4年度までの実績はない。</p> <p>【障害自立支援課】</p> <p>現行のしごとサポーター養成講座について、企業に雇用されている方の具体のニーズを把握し、より必要と思われる講座内容に更新していく必要がある（例：発達障害者を対象とした採用試験の際の面接方法等。）</p>	

<p>●発達障害者支援センター、障害者職業センター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターがそれぞれの役割に従い、発達障害者に効率的に就労支援を行う。</p>	<p>【発達障害者支援センター】 各種関係機関とは会議を通じて連携をしている。「関係機関の連携」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。</p>	
<p>④ 企業に対する普及・啓発【新規】</p>		
<p>企業向けセミナー等で発達障害の特性や発達障害者を雇用する際に配慮すべきことなどを周知する。</p>	<p>【障害自立支援課】 障害者の雇用に係る困りごとや不安を抱えている企業をできる限り把握し、必要な普及・啓発活動を行う必要がある。</p>	
<p>5 相談支援の充実</p>	<p>全体の課題等</p>	<p>メモ</p>
	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）／発達障害者支援センター】 相談支援体制の充実のためには、発達障害者支援事業だけでなく、他の社会福祉施策と一緒にその方策を考えていく必要がある。</p>	
<p>事業・取組及び概要</p>	<p>事業・取組における課題等</p>	<p>メモ</p>
<p>① 相談支援事業所の周知</p>		
<p>●障害児及び障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】 相談支援事業所等について市ホームページに掲載しているが、掲載場所が分かりにくいことから、より分かりやすい形で掲載する必要がある。</p>	
<p>●また、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。</p>		
<p>② 発達障害者相談支援従事者研修の実施</p>		
<p>相談支援事業所等の職員及び行政機関相談従事者に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどの研修を実施する。</p>	<p>【発達障害者支援センター】 「発達障害者相談支援従事者研修」として、相談支援事業所、行政、公共施設等の職員を対象に実施。「事業所等の職員への研修」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。</p>	
<p>③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入【新規】</p>		
<p>発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性等をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】／【発達障害者支援センター】 令和4年度に検討は行ったが、1相談のワンストップ化の検討がすでに進んでおり、発達障害はその対象としないことで枠組の制度化が進められていたため、参入できなかったこと、2窓口として対応する地域支えあい課等の職員に対して、コロナ禍の中更なる事務負担を求めることが事実上困難だったことなどから、令和4年度中に実現は出来なかった。</p>	
<p>④ ペアレントメンター制度の実施【新規】</p>		
<p>発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】／【発達障害者支援センター】 ・令和5年度広島市ペアレントメンター制度（事業）の実施については、こども・家庭支援課と、発達障害者支援センターのペアレントメンター・コーディネーターとで検討の上、ペアレントメンターとの調整が必要。 ・また、「発達障害者家族の集い」との関係について整理が必要と考える。</p>	

<p>⑤ 発達障害者オープン相談の場の運営</p> <p>発達障害者を対象として、人と関わることのできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】 / 【発達障害者支援センター】</p> <p>発達障害者支援センター及び民間事業所において「発達障害者オープン相談の場」を通年で継続して（東区、西区、安佐南区の3か所で）実施しているが、参加者が限定的になっていることから、運営体制や実施内容等を検討する必要がある。（参加者が減少しているため、令和5年度については、西区域は休止。）</p>	
<p>⑥ 継続した支援を行うためのツールの活用</p> <p>支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教師等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>ライフステージを通じた一貫した支援が受けられるよう、今後も発達障害の診断を受けた子どもの保護者に対し、サポートファイル等の配付及び書き方等の研修会を開催するとともに、市の広報や相談窓口等を通して、引き続きサポートファイル等の普及啓発を図る必要がある。</p>	
<p>⑦ 関係機関の連携による処遇検討の実施</p> <p>発達障害者支援センターが相談を受けているケース等について、ケース会議等に参加し、支援の方向性などについて関係機関と検討し、連携して支援を行う。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <p>各種関係機関とは会議又は日常の個別支援の中で連携をしている。「関係機関の連携」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。</p>	
<p>⑧ 情報提供の充実</p> <p>市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」において、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、リソースマップとして掲載したり、パンフレットに相談支援機関の一覧を掲載するなど情報提供の充実を図る。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>国やNPO法人等のホームページで掲載している発達障害者支援に係る最新の情報について市のホームページを通じて情報提供できるよう、定期的なホームページの見直しを通じて、情報提供の充実を図っていく必要がある。</p>	
<p>6 発達障害についての理解の促進</p>	<p>全体の課題等</p>	<p>メモ</p>
	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <p>発達障害の認知度は高まりつつあるものの、個人ごとに特性は異なることや外見からでは分かりにくい部分もあるため、認知度の高まりが必ずしも理解に結びついていない状況があることから、より理解の促進を図るための方法を検討していく必要がある。</p> <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>発達障害の理解の促進については、市民、公的機関や相談支援事業所等の職員、家族に向けた取組を行ってきたが、必ずしも飛躍的に理解が進んでいない状況である。単発の啓発イベントだけでは広がりが見込めないため、効果的な啓発方法を検討する必要がある。</p>	

事業・取組及び概要	事業・取組における課題等	メモ
<p>① 啓発イベントの実施</p> <p>●市民を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「発達障害者支援講演会」を開催しており、当該講演会について令和2年度に開催方法の見直しを始め、令和3年度から、対面開催から市公式YouTubeチャンネルによるオンデマンド配信に変更したところ、受講希望者は約3倍に増加した。 ・令和4年度の講演会への参加入力フォームの集計結果から、受講希望者は、保護者や支援者が従前どおり多いものの、発達障害について関心のある方も約200人以上おり、参加者のすそ野が広がることで理解が進んでいるものと考える。 ・また、受講後の任意のアンケート結果からは、一定期間での動画配信という開催方法が受講のしやすさに繋がっていることが見受けられ、今後も内容の充実を図るとともに、現行の開催方法を基本に、工夫できるところがないか検討していく。 <p>【特別支援教育課】</p> <p>発達障害の当事者や支援者など、様々な立場の方に講師を依頼するとともに、オンデマンドなど開催方法を変更したことにより、毎年、多数の参加がある。今後も内容の充実を図るとともに、オンラインやオンデマンドなど開催方法を工夫する必要がある。</p>	
<p>●世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島城のブルーライトアップ等を実施する。</p>	<p>【こども・家庭支援課（障害児支援係）】／【発達障害者支援センター】</p> <p>広島城のブルーライトアップ等世界自閉症啓発デー関連のイベントは広島県障害者支援課、こども・家庭支援課及びNPO法人広島自閉症協会において共催（発達障害者支援センターは後援。）により実施。令和4年度は、関係部署の窓口等でのポスターの掲示に加えて、イオンモール等に設置しているデジタルサイネージを活用した広報も実施した。今後も継続して広報方法等を検討する必要がある。</p>	
<p>② 市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施</p> <p>●各区相談窓口等の市職員を対象として、大人の発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <p>発達障害者支援センターにおいては「発達障害者相談支援従事者研修」を相談支援事業所、行政、公共施設等の職員を対象に実施。「事業所等の職員への研修」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。</p>	
<p>●スポーツ、文化施設をはじめとする公共施設等の職員及び企業・事業所の職員を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修やパンフレットの配付等を行う。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターにおいては「発達障害者相談支援従事者研修」を相談支援事業所、行政、公共施設等の職員を対象に実施。企業向けには講師派遣で対応している。 ・「事業所等の職員への研修」という意味合いで内容が重複する項目があるため、どのような形で整理するのか検討が必要。 	

<p>③ 発達障害者家族の集い等の開催</p> <p>●18歳未満の発達障害者の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】／【発達障害者支援センター】</p> <p>・こども・家庭支援課、3つの保護者団体、発達障害者支援センターが実行委員会形式で実施。平成26年度より開催回数を増やして実施している。</p> <p>・アンケートの結果では、参加者の満足度は高いものの、まだ話し足りないとの声もある。</p>	
<p>●18歳以上の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（成人期発達障害者家族の集い）を提供する。</p>	<p>【発達障害者支援センター】</p> <p>「成人期発達障害者家族の集い」を平成17年度から開催。概ね年3回の頻度で令和4年度まで18年間毎年実施している。令和5年度は、対象を「思春期から成人期の発達障害者の家族」に広げて実施する。</p>	
<p>●思春期、青年期の発達障害者の家族を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。【新規】</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】</p> <p>・保護者や支援者を対象に「発達障害者思春期・青年期相談援助講座」を開催し、令和3年度からZOOMによるオンライン形式で開催している。</p> <p>・実施結果から、本講座に対する保護者等の関心が高いことが伺えるため、今後も継続して取り組む必要がある。</p>	
<p>④ パンフレット等の作成・配布</p> <p>●発達障害についての入門的な啓発用パンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】</p> <p>令和2年度までは、本市の協力の下広島県が作成したパンフレットを使用していたところ、広島県での配布・利用状況を確認の上、改めてパンフレットの作成・配布について検討する。</p>	
<p>●発達障害者への具体的な対応例を掲載したパンフレットを作成し、研修会等での配布及び公共施設等への設置を行う。</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】</p> <p>現行、パンフレットを作成できておらず、今後、対応例についてどのような周知方法が効果的か、パンフレットの作成の有無も含め、検討していきたいと考える。</p> <p>【発達障害者支援センター】</p> <p>発達障害者支援センターではパンフレットを作成していないが、発達障害への対応例についてホームページ上の情報を充実する必要があると考えている。</p>	
<p>●発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けられるのかをまとめた小冊子を作成し、配布する。</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】</p> <p>「リソースブック」を作成し、市ホームページでも掲載している。しかし、令和2年度以降更新ができておらず、今後更新する必要がある。</p>	
<p>⑤ 情報発信</p> <p>市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載する。</p>	<p>【こども・家庭支援課(障害児支援係)】</p> <p>ホームページに広島市の取組等を掲載しているが、発達障害については様々な団体が講演会の開催等の取組を行っていることから、そういった情報の掲載も検討し、内容を充実させていく必要がある。</p>	
<p>⑥ 障害者差別解消法の周知【新規】</p> <p>障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮の提供等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するなど、周知を図る。</p>	<p>【障害福祉課】</p> <p>障害者差別解消法に基づく社会的障壁の除去や合理的配慮の提供等について、引き続き市ホームページ等において周知を図る。</p>	